

富士宮市告示第 159 号

下記の送達すべき書類は、納税者の住（居）所不明等のため送達できませんので、本市役所保険年金課に保管してありますから、連絡があれば直ちに交付します。

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、この旨公示送達します。

令和 8 年 10 月 13 日

富士宮市長 須藤 秀忠



記

1 送達すべき書類の名称

令和 8 年度国民健康保険税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名又は名称

尾形 ジュン

上記の書類を受領しないときは、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、上記の日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。